

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：防災マップ)

当町の防災マップによると、当会が立地し綾北川と綾南川に挟まれた市街地地域における大部分において、浸水の深さが30cmから3mになることが想定され、(商業・サービス業が点在する)その東側の一部と立町地域においては最大で5mの浸水被害が予想されている。

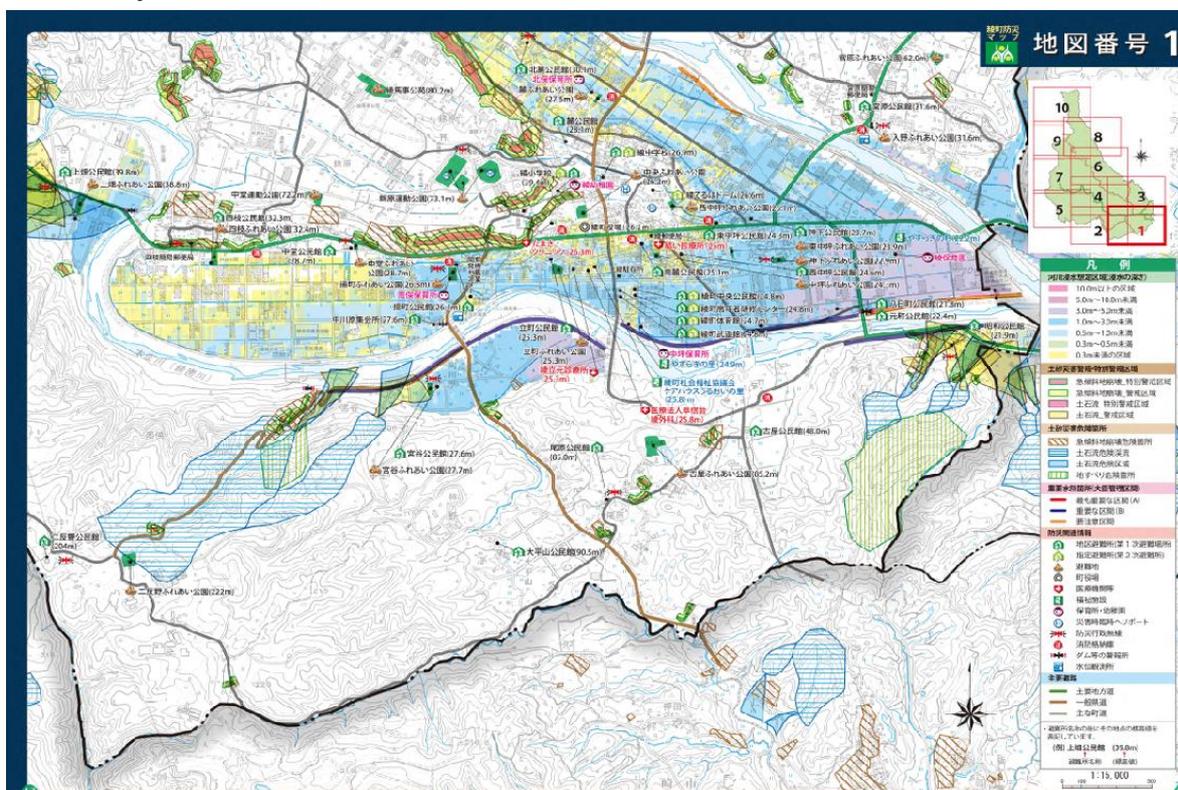


図 綾町防災マップ (綾町HP)

* 黄は0.3m未満、青は0.5m～3.0m未満、紫は3.0m～5.0m未満

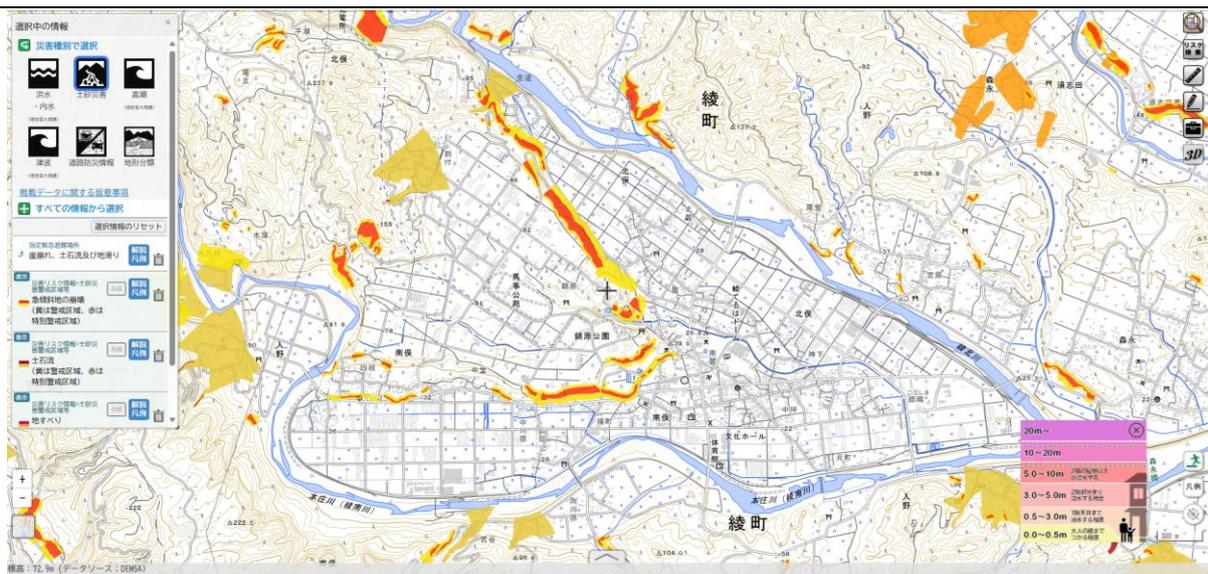
(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の地震が86%、震度6強以上の地震が29%の確率で発生すると予想されている。

また、南海トラフ沿いで発生する地震について、宮崎県が令和2年度に改定した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」によると、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震が発生した場合、綾町では最大震度6強と想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

国土交通省のハザードマップによると、市街地地域である大字南俣の一部等に、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアがあるが、商工業者の立地は少ない。



【国土交通省ハザードマップポータルサイトより引用】

* 黄赤は急傾斜地（黄は警戒区域、赤は特別警戒区域）

(その他)

町内の綾北川、綾南川（本庄川）流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。綾北ダムや堤防が無かった1960年頃までは、災害常襲地帯で、大雨や台風の際は町の中心部が水上がりして湖のようになり、多大な被害を及ぼした。近年では、平成17年の台風14号において、大雨、浸水、土砂災害等により大きな被害を受けた。

また、当町は内陸に位置していることもあり、南海トラフ地震による津波の影響は少ない。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、今後新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（令和6年4月1日時点）

- ・ 商工業者等数 361人
- ・ 小規模事業者数 333人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	43	42	町東部の平坦地に広く分散
製造業	91	83	町東部の平坦地に広く分散
卸売業	15	13	町東部の平坦地に広く分散
小売業	63	52	県道沿いに多く立地
飲食業・宿泊業	51	51	飲食業は県道沿いに多く立地
サービス業	71	70	町東部の平坦地に広く分散
その他	27	25	町東部の平坦地に広く分散
合計	361	336	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者事業継続計画（BCP）に関する国の施策の周知
- ・宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・「商工会災害助け合い基金」への加入
- ・防災備品（マスク、消毒液等）の備蓄

II 課題

「国土交通白書2022」によると、近年、地球温暖化がもたらす異常気象は激甚化・頻発化しており、水害・土砂災害等の気象災害をもたらす豪雨が頻発化している。大雨や台風等によりもたらされる気象災害により、我が国でも甚大な人的被害・物的被害が既に発生し、国民の生命・財産が脅かされている。今後、地球温暖化の傾向が続いた場合、気象災害の更なる激甚化・頻発化が予測される。

このように、いどこで自然災害が発生してもおかしくない中、当会の現状は、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発生後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会会員への発送文書や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和7年度を目的に綾町商工会の事業継続計画（BCP）を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・宮崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・綾町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・自然災害等の発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)
- ・町内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

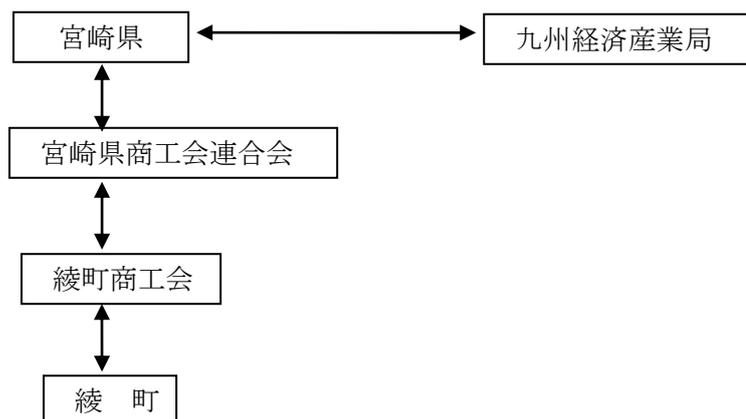
発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会と当町が共有した情報を、宮崎県の指定する様式に記載し、当会より宮崎県商工会連合会を通じて、宮崎県へ報告する。
- ・宮崎県の指定する様式による報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は当町より宮崎県へ報告する。

1) 情報共有・報告の流れ



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

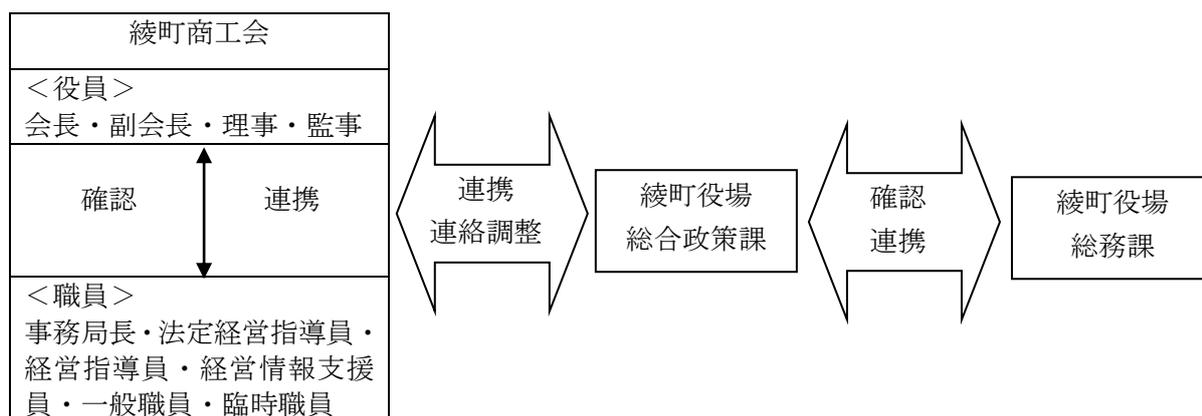
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 江川 康一（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

綾町商工会

〒880-1303 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣329-1

TEL: 0985-77-0017 / FAX: 0985-77-2615

E-mail: aya@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

綾町役場 総合政策課

〒880-1392 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地

TEL: 0985-77-3464 / FAX: 0985-77-2094

E-mail: kankou@town.aya.lg.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
宮崎県火災共済協同組合 理事長 内野 浩一朗 〒880-0013 宮崎県宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館4階 TEL: 0985-24-1424 / FAX: 0985-23-9001
連携して実施する事業の内容
「<1. 事前の対策>3) 関係団体等との連携」において連携し実施する。事業内容は下記のとおり。 宮崎県火災共済協同組合 ・共済加入者に対し地震補償特約・休業共済等に対する必要性の周知・意識啓発を行う。 ・巡回に同行しリスク診断を行う。
連携して事業を実施する者の役割
宮崎県火災共済協同組合 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 (見込まれる効果) 宮崎県火災共済協同組合と連携することにより、小規模事業者へ災害リスクの認識と事前対策の必要性が浸透することで、自然災害等の発災時において、経営資源の損害を最小限に留めつつ事業の継続あるいは早期復旧が可能となる効果が見込まれる。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[綾町商工会] <--> 連携 B[宮崎県火災共済協同組合]; A -- 災害リスクの周知 --> C[小規模事業者]; B -- BCP等の意識啓発 --> C;</pre>